



## 個人事業主の方へ

### 給与支払報告書提出時のご本人確認について

平成 29 年度以降、給与支払者が個人事業主の場合には、ご提出いただく際の個人事業主の方の個人番号確認及びご本人確認が必要となっております。提出方法により、以下のとおりご用意いただくものが異なりますので、お手数ですが案内をお読みいただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

#### 《個人事業主本人が市民税課窓口で提出される場合》

窓口にてご本人の番号確認書類（※ 1）と本人確認書類（※ 2）の原本をご提示ください。

#### 《個人事業主以外の方が市民税課窓口へ持参する場合》

##### (1) 使者の場合

個人事業主本人の { 番号確認書類（※ 1）の写し } を封筒に入れて

給与支払報告書等と併せてご提出ください。

※ 代理でお越しになる方のご本人確認はいたしません。

##### (2) 代理人（税理士等）の場合

代理人の方が税理士の場合は、個人事業主本人の番号確認書類（※ 1）の写しと併せて、税務代理権限証書と税理士証票をお持ちください。それ以外の方が代理人としてお越しになる場合はお問い合わせください。

#### 《郵送いただく場合》

個人事業主本人の番号確認書類（※ 1）の写しと

個人事業主本人の本人確認書類（※ 2）の写しを同封してください。

## ※ 1 本人の番号確認書類

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し

## ※ 2 本人確認書類

個人番号カード、運転免許証、旅券等の官公署が発行した顔写真付きの書類から 1 つ

または

健康保険証(※)、年金手帳等の顔写真なしの官公署が発行した証明書 2 つ、又は官公署が発行した証明書 1 つ及び社員証明、学生証等の証明書等から 1 つ  
※ 写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等をマスキングしたもの

(問合せ先) 小金井市市民部市民税課市民税係 ☎042-387-9819